

告示

埼玉県告示第千三百三十二号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年十二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ ニー（三ーメトキシフェニル）ーニー「（プロパンーニーイル）アミノ」シクロヘキサンーーオン（通称名MxiPr、Methoxisopropamine）及びその塩類
- ロ Nーメチルーー（五ーメチルチオフェンーニーイル）プロパンーニアミン（通称名五ーMMPA、Mephedrene）及びその塩類
- ハ ニー（ニー（四ーエトキシベンジル）ーーHーベンゾ「d」イミダゾールーーイル）ーN・Nージエチルエタンーーアミン（通称名Etazene、Etodesnitazene）及びその塩類
- ニ Nー（ニーアミノー三ー三ージメチルーーオキソブタンーニーイル）ーーヘキシルーーHーインダゾールー三ーカルボキシアミド（通称名ADBーHEXINACA、ADBーHINACA）及びその塩類
- ホ Nー（ニーアミノーーオキソー三ーフェニルプロパンーニーイル）ーーブチルーーHーインダゾールー三ーカルボキシアミド（通称名APPーBINACA、APPーBUTINACA）及びその塩類

二 効力発生の日

令和四年十二月十七日